

岩手県野球協会広報記録委員会規程

第1条 岩手県野球協会（以下「協会」という。）の主催又はこれに準ずる大会の広報及び記録等の保持等を図るため、広報記録委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

第2条 委員会は、協会理事会において選任された10名以内の委員をもって構成し、委員は、岩手県野球協会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

2 委員の任期は、協会役員の任期による。

第3条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選とする。

2 委員会は、委員長が招集する。

3 委員長は、委員会の会務を統括し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

5 委員会の協議事項は、出席者の過半数をもって決定する。

第4条 委員会で協議する所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 県内外及び共催大会記録等の保存に関すること。
- (2) 記念誌等図書発刊の資料作成及び準備等に関すること。
- (3) 協会及び郡市野球協会の年度資料の保存に関すること。
- (4) 会長からの諮問事項に関すること。
- (5) その他必要と認められる事項に関すること。

第5条 委員長は、前条の規定により協議した事項については、会長にその都度報告するものとする。

第6条 委員会の庶務は、協会事務局において処理する。

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って、別に定める。

附 則

この規程は、平成14年3月14日から施行する。